

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年八月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「価格競争入札」であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同

十 十		九 八		七		ハ		ハ		ロ												
ロ	イ	一	発	振	額	最	ハ	ロ	イ	ハ	ロ											
非	入	価	発	替	額	低	国	札	非	入	価											
競	札	格	行	単	面	額	債	発	入	格	行											
争	発	競	行	位	金	面	市	争	札	競	行											
入	行	争	日			金	場	入	行	争	入											
額	十	額	平	す	額	の	振	五	千	百	十	円	二	で	た	条	特	で	た	条	特	九
面	銭	面	成	る	の	記	替	万	八	円	七	億	兆	千	八	第	別	十	利	第	千	
金	以	金	二	。	整	載	法	円	百	七	億	二	二	八	一	会	計	七	付	一	百	
額	上	額	十		数	又	の		四	八	千	千	百	五	項	に	規	億	国	の	五	
百	の	百	三		倍	は	規		十	六	千	百	八	十	規	定	定	千	に	規	十	
円	そ	円	年		の	記	定		八	億	七	億	億	億	に	録	は	八	つ	に	五	
に	れ	に	八		金	録	に		億	七	千	四	千	十	額	は	よ	百	い	に	万	
つ	ぞ	つ	月		額	は	る		七	十	四	千	二	億	に	、	振	万	て	基	円	
き	の	き	十		に	最	替		千	四	万	百	十	四	よ	口	第	、	基	第	六	
九	の	九	六		よ	低	座		五	万	八	千	四	万	る	面	四	額	づ	十	六	
円	募	円	日		も	額	簿		十	万	千	四	万	万	の	金	行	面	き	六	六	
九	価	九			の	面			万	円	千	四	万	円	と	金	し	金	額	行	六	
九	格	九			と	金			円		四	万	円			簿	六	額	し	六		

十
三

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札
払 過 行 争 非 者 特 国 発
込 利 入 価 ・ 別 債 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及

十
三
銭

(一) 年

○ 募 入 決 定 額 通 知 を 受 け た 者
は、払込金額の通知を受け、次算
式による計算する。期に額を第
十号の規定する。期に額を第
十号の規定する。

額面金額の総額 × $\frac{0.3 \times 57}{100 \times 365}$

(二)

平 成 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
期 成 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
と 二 除 税 外 し 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
し 十 す の 税 人 額 に (一) 国 取 得 者 が 非 居 算 合 居 行 金 該
、 三 る 税 率 を 乗 じ た 額 を 受 け る 所
次 年 こ と が でき る 。
の 十 二 月 二 日 を 支 出
算 式 に 二 日 を 支 出

十
四

初
期
利
子

払 平

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成二十三年八月十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成二十八年六月二十日 利率をその日以前六月間に属する利息を支払う。 日を以て、その日以前六月間に属する利息を支払う。 毎六月二十日及び十二月二十日 毎六月二十日及び十二月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。 下、次号及び第十六号において 払、その翌営業日に支払う。 した金額を支払う。ただし、支